

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

具体的には、発足以降平成19年6月までの3年間、いわば第1期において、検査結果を監査事務所等に通知するほか、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきました。

報告書の対象年度である平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）においては、中小規模監査事務所に対する検査を実施し、中小規模監査事務所の品質管理上の問題を取りまとめ、本年3月に公表しました（中間的な報告は昨年11月公表）。この検査結果に基づき、2監査法人に対し、公認会計士法に基づく行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告しました（平成19年7月に1監査法人について、同様の勧告を行いました。）。また、みずす監査法人を除く3大監査法人に対して、その業務改善状況について検査を実施し、その結果を取りまとめ、本年6月に公表しました。

第2期（平成19事務年度～平成21事務年度）においては、第1期における実績を踏まえ、新しい審査基本方針等に基づき、これまでに指摘した監査事務所における品質管理上の問題に対する改善が各監査事務所において確実に定着するよう努めて参ります。

その他、審査会は、平成18年1月より新しい制度による公認会計士試験を実施し、一定の資質を有する多様な人材を確保するとの現行試験制度の実現に向けて、平成18年11月に新試験の第1回合格者を決定しました。

さらに、平成18年9月にパリで開催されました各国の監査監督機関の集まりである監査監督機関会議において、新たな国際組織として監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が合意されました。その第1回会合が、当審査会の主催により東京で本年3月に開催され、今後の活動の基盤が築かれました。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力してその使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待（公益）に応えていきたいと考えています。

本冊子は、こうした審査会の平成18事務年度における様々な取組み及び活動を、品質管理レビューに対する審査及び検査、公認会計士試験の実施、調査審議、諸外国の関係機関との協力、の各章にわけて取りまとめたものです。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃